

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱



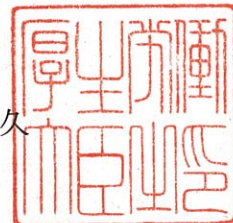
厚生労働省発職0327第1号

平成27年3月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 支給申請を行うべき期限の規定の改正

未支給失業等給付、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金及び教育訓練支援給付金について、支給申請を行うべき期限を経過しても支給申請を行うことができる場合を、天災その他やむを得ない理由があるときと規定しているところ、当該規定を削ること。

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

- 一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。